特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０３１号
東京都港区赤坂５丁目５番11号赤坂通り50番ビル６Ｆ
清算株式会社　株式会社エクセーヌ
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０６３号
東京都渋谷区恵比寿１丁目19番19号
清算株式会社　株式会社ＣＡＭＵＩ
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第１０号
岐阜県羽島郡笠松町長池435番地
清算株式会社　株式会社ケイ・ワイ・エポック
代表清算人　矢田　義之
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算会社は、全ての債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、債権元本額の11.8994557パーセントにあたる額（１円未満の端数は、小数第１位を四捨五入する。）を、岐阜市端詰町56番地ＪＡぎふビル別館３階所在廣瀬小島法律事務所において支払い、元本のうちこれを超える額及び利息、損害金の全額の免除を受ける。
2　公租公課、これに準ずるもの及び清算事務に必要な経費は優先して支払う。
3　各債権者は、特別清算会社が有する下記債権を放棄することを承認する。
記
株式会社プロサイド（海津市海津町福江角山西990）に対する売掛金全額（帳簿価格560,963円）
岐阜地方裁判所

平成２１年（ヒ）第１号
兵庫県洲本市海岸通１丁目３番11号
清算株式会社　株式会社エーエス開発
代表清算人　鯛　　弘
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者株式会社かいげつ、同鯛弘、同鯛勝次、同鯛奉志、同鯛百代、同鯛素子及び同鯛真紀子を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　本協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　協定債権者株式会社かいげつ、同鯛弘、同鯛勝次、同鯛奉志、同鯛百代、同鯛素子及び同鯛真紀子は、清算株式会社に対し、その協定債権全額につき、その債務を免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
神戸地方裁判所洲本支部

更生手続開始

平成２１年（ミ）第１号
静岡市清水区三保491番地の１
更生会社　株式会社カナサシ重工
代表者代表取締役　片上　久志
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　株式会社カナサシ重工について更生手続を開始する。
3　管財人　青島　伸雄・秋山　和幸・飛鷹　昌仁
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成21年９月11日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成22年１月８日から平成22年１月22日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成22年６月11日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年６月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

監督命令取消

平成２０年（再）第８号
静岡市駿河区西脇522―１、商業登記記録上の本店所在地静岡市駿河区中原910番地の１
再生債務者　株式会社小龍閣
主文　平成20年５月23日にした監督命令を取り消す。
平成21年６月25日
静岡地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２１年（再）第１号
北海道帯広市西19条北１丁目８番２号
再生債務者　東邦建設株式会社
代表者代表取締役　平位誠一郎
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年９月７日から平成21年９月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部

管 理 命 令

平成２０年（再）第８号
静岡市駿河区西脇522―１、商業登記記録上の本店所在地静岡市駿河区中原910番地の１
再生債務者　株式会社小龍閣
1　主文　再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる。
2　管財人　静岡市葵区鷹匠３丁目22番４号静香ビル３階静岡・市民法律事務所　弁護士　伊藤　みさ子
3　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成21年６月25日
静岡地方裁判所民事第２部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第６２号
埼玉県川越市大仙波635番地１
再生債務者　川畑株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　40 万 7,538 株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の払込期日
3　減少する資本金の額　9,000万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の払込期日
5　募集株式の数　200株
6　募集株式の払込金額　１株あたり５万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定日が属する月の末日（当該日が銀行の休業日である場合には翌営業日）または再生債務者と割当てを受ける者が別途合意した日
8　増加する資本金の額　1,000万円
平成21年７月２日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
愛媛県松山市来住町1344番地１
再生債務者　株式会社ジョー・コーポレーション
1　決議に付する計画案　平成21年６月４日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年８月４日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成21年８月３日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月３日
平成21年７月６日
松山地方裁判所民事第１部